附則第二十一条（附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	附則第二十一条
同法附則第九条の二第二項第一号	廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号
平成六年改正法附則第二十四条第五項	
第三項に規定する同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項	前項
同条第二項第二号	廃止前農林共済法附則第九条第二項第二号
平成六年改正法附則第二十四条第六項	
前三項	前二項
厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	移行退職共済年金
同法第三十六条第二項	廃止前農林共済法第二十三条第二項
平成六年改正法附則第二十六条第一項	
厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで及び第二十条の二第一項又は第五項から第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）	移行退職共済年金
当該老齢厚生年金	当該移行退職共済年金
老齢厚生年金の	移行退職共済年金の
附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項	廃止前農林共済法第三十八条第一項
第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であって、	移行退職共済年金の受給権者（
前二項	第一項
当該老齢厚生年金	当該移行退職共済年金
第一項各号	同項各号
厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号

老齢厚生年金の額	移行退職共済年金の額
老齢厚生年金の全部	移行退職共済年金の全部
平成六年改正法附則第二十六条第五項	
第一項に規定する老齢厚生年金	移行退職共済年金
平成六年改正法附則第二十六条第五項各号	
当該老齢厚生年金	移行退職共済年金
平成六年改正法附則第二十六条第七項	
第一項から第四項まで	第一項、第三項
第一項に規定する老齢厚生年金	移行退職共済年金
厚生年金保険法第三十六条第二項	廃止前農林共済法第二十三条第二項
平成六年改正法附則第二十六条第八項	
前各項	第一項、第三項及び第五項から前項まで
第一項に規定する老齢厚生年金	移行退職共済年金

第二十三条第一項の表平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の項を削り、同条に次の二項を加える。

4　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により算定した額が加算された退職共済年金について、第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「加給年金額及び」とあるのは「加給年金額、」と、「という。）を除いた額」とあるのは「という。）及び平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項又は第四項の規定により加算された額（以下この項において「経過的加算額」という。）を除いた額」と、「平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）」とあるのは「廃止前昭和六十年農林共済改正法」と、「繰下げ加算額及び経過的加算額を」とあるのは「繰下げ加算額及び経過的加算額を」とする。

5　廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（廃止前農林共済法附則第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）及び廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による移行退職共済年金（第二十三条の四及び第二十三条の十において「廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等」という。）については、第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定にかかわらず、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（第二十三条の七において「第一号厚生年金被保険者」といい、農林漁業団体等に使用される者に限る。）である間は、支給を停止する。